

宮城県告示第三百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 株式会社石巻青果
- 二 事業の種類 （仮称）石巻青果花き地方卸売市場建設事業並びにこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県東松島市赤井字南三地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
（仮称）石巻青果花き地方卸売市場建設事業並びにこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）石巻青果花き地方卸売市場建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第三条第二十八号に掲げる「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による地方卸売市場」に該当する。

また、本体事業に伴う附帯工事として行う防災調整池については、同条第三十五号に該当する。

さらに、本体事業及び附帯工事の施行により従来の機能を維持するための市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第三条第一号及び第五号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、卸売市場法第五十五条に基づく開設の許可を石巻市から譲り受けることについて、平成十七年一月二十一日に宮城県知事から許可を受け、同年二月より民設民営市場として開設している。

また、起業者は、本件事業の事業費については、自己資金と借入金により調達する予定である。

以上のとおり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められ、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

石巻青果花き地方卸売市場（以下「本市場」という）は、昭和四十七年に公設石巻市青果地方卸売市場として開設され、昭和五十一年には花き部を併設して以来、石巻流通圏の青果・花きの拠点総合市場としての役割を果たしてきた。平成十七年二月には、公設から民設民営市場に転換されている。現在の取扱規模は、年間約百五十億円で全国有数の地方卸売市場となっており、平成十八年には、宮城県の地域拠点市場として位置づけられ、地域園芸特産品の基幹流通拠点として無くてはならない公的な役割を果たしている。

平成十八年三月に見直された「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の重点振興項目においては、新しい生産技術及び流通拠点の整備による園芸の振興が掲げられ、地域拠点市場と位置づけられている本市場の整備の促進が具体的な取り組みとして打ち出され、地域の農業振興の面からも本市場の整備が必要とされている。また、第八次宮城県卸売市場整備計画においても効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した市場を目指すこととされている。

しかし、現在の施設は、老朽化・狭あい化が著しく、雨漏りや露天下の荷捌搬送などにより品質管理面の問題が発生し、また、場内動線が交錯しているため危険で作業効率の悪化も招いている。更には、市場の出入口のある国道四十五号は、片側一車線で交通量も多いことから、大型車などの出入に際し、渋滞を引き起こすなど安全面、交通面でも問題がある。このようなことから市場の整備を行うこととしたが、現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅等が多く影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

また、本体事業の事業計画は、平成二十年三月十九日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

本件事業の施行により石巻流通圏の拠点総合市場として求められる効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した機能の強化が図られることになる。これにより新鮮で安全、安心な商品のより安定的な供給が可能となり、また、園芸振興への寄与も期待されるなど、消費者、生産者双方が受ける利益は大きく、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認め

られる。

(三) 代替案について

本件事業を現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅が多く社会的な影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

本件事業の起業地は、交通アクセスなどの立地環境、インフラ整備状況、周辺への影響等を考慮して選定された四候補地の比較検討を行い、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案し決定されている。また、卸売市場敷地として都市計画区域における位置が決定されており合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現市場は、老朽化、狭あい化が著しく、雨漏りや露天下の荷捌搬送のため商品の品質管理面に問題が発生し、また、場内動線が交錯し作業の安全性、効率性にも問題がある。生産者など市場関係者からは、早急な施設整備の要望が出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本体事業、附帯工事及び関連事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東松島市役所（建設部都市計画課）